

就学奨励制度のお知らせ（令和8年度）

～学用品費・給食費・医療費等の援助制度～

就学奨励の申請は毎年必要です

本市では、岸和田市立小・中学校に児童・生徒が在籍している、または次年度小学校に入学する（私立・府立・国立小入学を除く）児童がいる下記2.の所得制限内の世帯に、小・中学校で学習するために必要な費用の一部を援助しています。就学奨励費の受給を希望される方は、下記期間中に申請してください。

なお、世帯に岸和田市立小中学校に在籍している児童生徒がおらず、次年度小学校入学のための入学準備金のみを申請される方は11月以降に申請受付をいたします。

申請期間 令和8年5月18日(月)～6月3日(水)

※ 上記期間に申請し認定された場合、最長で令和8年4月から令和9年3月分までを援助します

※ 申請期間を過ぎてから申請し認定された場合、認定期間は申請月の翌月分からになります

1. 申請方法

申請希望される方は、児童・生徒の学年、組を確認のうえ、いずれかの方法で申請してください。

(1) オンライン申請による申請（24時間申請可）

- 申請は右記QRコード又は下記URLより申請してください
 - 申請には本人確認書類と口座確認書類のアップロードが必要です
 - 一部申請不可な場合があるため、ホームページをご確認ください
- <https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/63-r04syuugakusyousei.html>

オンライン申請 ホームページ



(2) 就学奨励費申請書による申請

- 下記の受付日時内であれば、その場で申請書を作成し、提出頂くことが可能です
- 申請には印鑑（認印）と口座情報の確認できるものが必要です

受付場所	受付日時	
岸和田市役所 旧館3階 教育委員会	5月18日(月) ～6月3日(水)	午前9時～午後5時30分
岸和田市立小・中学校（ただし、在籍校に限る）		午前9時～午後4時
岸和田市役所 新館4階 第二委員会室	5月23日(土)	午前10時～午後3時

2. 援助を受けられる世帯の所得制限（令和7年中の所得が下記の金額以下）

(円)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上 1人増毎
借家の場合	3,062,000	3,092,000	3,422,000	3,752,000	4,082,000	+330,000
持家の場合	2,537,000	2,567,000	2,897,000	3,227,000	3,557,000	+330,000

所得とは：（給与収入のみの場合）源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、（自営業等で事業を行っている場合）「所得額」の合計

※所得には不動産所得、雑所得、譲渡所得、一時所得等の所得も含まれます

※給与・年金所得がある方は総所得から100,000円を控除した額で判定します

○ 令和7年中所得の申告を済ませていない方は認定されません

（国民健康保険料算出のために提出した所得申出書は所得の申告ではありません）

○ 世帯人数は令和8年4月1日現在の住民登録上の人数で判定します

（ただし、4月2日以降に転入された世帯については、転入日の世帯人数で判定）

○ 同一世帯で2人以上所得がある場合は、所得を合算します

○ 教育扶助を受けている生活保護受給者は就学奨励費を認定できません。生活保護廃止・停止が決まり次第、申請してください

○ 失業（自己都合を除く）・離婚・主たる生計維持者の死亡等、特別な事情が発生している場合は、審査の結果、認定となる場合があります。特別な事情が生じた場合は、教育委員会に申し出てください

3. 申請必要書類 (※令和8年1月2日以降に市外から転入された方のみ)

令和7年中の所得を証明できる書類

証明書類は6月以降に令和8年1月1日に住民登録のあった市区町村で発行できます。

後日、教育委員会総務課に提出してください(郵送でも可)

【令和7年中の所得を証明できる書類の例】

- ・令和8年度 市・府民税 税額決定通知書(主に自営業の方)
- ・令和8年度 市・府民税 特別徴収額の決定(変更)通知書(主に会社員の方)
- ・令和8年度 市・府民税 所得(課税)証明書

4. 援助費目と支給限度額(予定)

4月から1年間認定になった児童生徒の保護者には、学校への出席状況等に応じて、児童生徒ひとりに対してそれぞれ次の表の金額を上限に援助費を支給します

(円)

	学用品費	通学用品費 (1年生対象外)	入学準備金 ※1	給食費 ※2	校外 活動費	修学 旅行費	臨海林間 学校費	医療費	スポ振 掛金返金
小学校	11,630	2,270	64,300	R8 保護者 負担なし	1,600	実費	3,690	※3	460
中学校	22,730	2,270	81,000		2,310	実費	6,210		460

※1 入学準備金 について

岸和田市では5歳児・小学6年生(※)を対象に小中学校入学準備金を入学前の3月に支給します

- ・令和9年2月1日時点で認定されている保護者へ3月に支給します。(令和9年2月1日時点で住民票が転出している場合は支給しません)

※小学校入学準備金は入学前支給を受給しておらず、小学1年生で6月3日までに申請し認定となった世帯には、9月に支給します。

※中学校入学準備金は他市の小学校を卒業し、前市町村で早期支給の制度がなかった場合に限り、中学1年生で6月3日までに申請し認定となった世帯には、9月に支給します。

※2 給食費 について

- ・令和8年度の学校給食費について、全児童生徒の保護者負担はありません。

(小学生は国の学校給食費の負担軽減交付金により無償化。中学生について、就学奨励認定者は就学奨励費により現物給付、否認定者は国の重点支援交付金により無償化となります。)

- ・認定者の6月および7月の学校給食費支払いもありません。

※令和9年度以降の学校給食費無償化については未定です。

※3 医療費 について

◇次の疾病による保険適用診療の保護者負担額(医療券を申請し、交付後、医療機関での証明が必要です)

歯科：う歯(虫歯)

耳鼻咽喉科：中耳炎、慢性副鼻腔炎(ちくのう症)、アデノイド

眼科：トラコーマ、結膜炎 皮膚科：白癬(水虫、たむし、しらくも等)、疥癬、膿痂疹(とびひ)

内科：寄生虫病(回虫、十二指腸虫、ぎょう虫等及び虫卵保有) アレルギー性結膜炎、アレルギー性副鼻腔炎は対象外

5. 認否決定通知と支給方法

- 在学児童生徒の就学奨励費の結果 → 7月末頃、申請者全員に送付します

- ・認定者には、原則年2回(9月末頃と3月中旬頃)、保護者の口座に振込みます
- ・学校諸費等に未納が生じている場合は、3月支給の入学準備金を除き学校が代理受領します

- 小学校入学準備金の結果 → 2月末頃、世帯に5歳児がいる申請者のみ送付します

- ・認定者には3月末頃に保護者の口座に振込みます(在学児童生徒とは別の振込みとなります)

【内面もご確認ください】

6. 医療費の申請について

「医療券」という就学奨励専用の用紙に医療機関で証明を受けていただき、それに基づき支給します。

(手続) ①学校で医療券の交付申請をする → ②医療券を学校から受け取る

→ ③医療機関で受診、証明を受ける → ④医療券を学校に提出する

- ・ 就学奨励認定前でも医療券を発行できますが、就学奨励が否認定となった場合は、提出された医療券は無効になります。受診後でも、令和8年4月以降分の医療券の発行は可能です
- ・ **医療券交付申請書の学校への提出期限は、令和9年4月2日(金)です。医療機関の証明を受けた医療券の学校への提出期限は、令和9年4月9日(金)です**
- ・ 援助対象外疾病の治療費でお困りの方は、大阪府の「無料低額診療事業」を利用できる場合があるので、下記URLでご確認の上、各医療機関に直接お問い合わせ下さい
<http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/muryoteigaku/index.html>

7. その他申請に関する注意点

○ 振込口座の変更・解約等をされる場合は、速やかに教育委員会へ連絡してください

※氏名変更の場合も手続きが必要です

◇振込先情報変更期限◇

前期支給：8月末まで

後期支給：2月上旬まで

- 支援学級在籍者のいる世帯は、今回の就学奨励費が所得超過で否認定となった場合も支援学級就学奨励費制度の申請をすることができます(申請時期は9月頃)
- 入学準備金受給後に他市町村へ転出した場合は、関係自治体へ入学準備金を支給した旨を通知します
- 所得の修正申告等で所得基準を越えた場合、虚偽申請その他不正な手段により認定を受けた場合は、既に受給された就学奨励費を返還頂く場合があります
- 電話での問い合わせ等で就学奨励認定・否認定を判断することはできません
- 令和8年3月以前分の就学奨励申請・支給は終了しています
- 申請書記載の個人情報には就学奨励事業に使用し、それ以外の目的には使用しません

～令和8年3月に入学準備金(就学奨励費)の振込みがあった方への追加支給について～

令和8年4月に小・中学校に入学された方への入学準備金について、国の支給基準額が改定されましたので、その差額を追加支給させていただきます。追加支給の対象となる方は**令和8年3月に入学準備金(就学奨励費)の振込みがあった方**となります。

- ・ 支給時期 令和8年5月中旬(予定) ※対象者には支給通知書を自宅に郵送いたします。
- ・ 振込口座 3月にお振込みした口座と同じ口座
- ・ 振込予定額 (小学校) 7,240円
(中学校) 18,000円

(問合先) 岸和田市教育委員会

○ 就学奨励費に関すること

教育総務部総務課 学事担当

TEL 072-423-9607 (直通)

○ 給食費に関すること

教育総務部学校給食課

TEL 072-447-6472 (直通)

就学奨励費 オンライン申請手続き【24時間申請可能】

- ① 表面のQRコード、URL または岸和田市役所ホームページ→「就学奨励費」で検索
↓
- ② オンライン申請の注意点を確認後、『申請へ進む』をクリック
↓
- ③ メールアドレスを入力してください。届いたメールにあるURL からご申請ください

入力フォーム - メール認証

- 1 入力
- 2 メール送信完了

- ↓
- ④ 入力画面は7つあります。完了まで必ず進んでください

入力フォーム

- ✓ 入力1
 - ✓ 入力2
 - ✓ 入力3
 - ✓ 入力4
 - 5 入力5
 - 6 入力6
 - 7 入力7
 - 8 確認
 - 9 完了
- 入力1：申請者の本人確認書及び通帳またはキャッシュカードを用意
 - 入力2：すべて同意・確認が出来れば進む
 - 入力3：申請者情報を入力。本人確認書類は内容が分かる画像をアップロードしてください
※住所変更などで、裏面情報がある方は裏面画像も必ずアップロードしてください
 - 入力4：就学奨励費の対象となる児童・生徒情報を入力
※岸和田市立小・中学校に在籍している方が対象となります
 - 入力5：入力3及び入力4に記載していない方が世帯にいる場合は、入力5にて入力してください
令和9年度に岸和田市立小学校へ入学予定の児童がいる場合は「いる」を選択してください
※R2（2020年）.4.2～R3（2021年）.4.1生まれ
家賃が発生していない場合は持家扱いになります
入学準備金支給情報にて、わからない方は「受給していない」をご選択ください
 - 入力6：申請者の通帳またはキャッシュカードを準備し、口座情報を入力してください
ゆうちょ銀行の方は参考画像が出てきますので、ご覧ください
口座情報画像は支店名・口座番号・名義が分かるようにアップロードしてください
 - 入力7：所得申告について確認後、確認画面へ進んでください
 - 確認：入力内容を確認し、変更がなければ送信してください
 - 完了：入力いただいたメールアドレスに、申請受付完了メールが届いていますのでご確認ください

オンライン申請の注意事項

- オンライン申請は日本語のみの対応になりますのでご注意ください
- 申請最終日はアクセスが集中する可能性があります。お早めにご申請ください
- 申請受付完了メールが届いていない場合は、申請に不備がある可能性があります
恐れ入りますが、再度申請をお願いします